

# 一般社団法人 GOJOplus 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 GOJOplus と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を広島県安芸郡熊野町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、国際協力事業、国内における社会的弱者への支援、多文化共生事業、およびその他の社会支援事業を行い、社会全体の福祉の向上に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 国際協力事業：開発途上国における開発支援、教育、保健、環境保全等に関する活動を通じて、国際協力を推進する事業。
- (2) 人権の擁護と平和の推進事業：国内外において人権を擁護し、平和を推進するための教育活動、啓発キャンペーン、支援プログラムの展開。
- (3) 文化共生・共存の推進事業：国内外で多文化共生を促進するための活動に取り組み、文化間の対話と理解を深めるプロジェクトの実施。
- (4) 社会的弱者への支援事業：国内外における経済的、社会的に不利な立場にある個人や集団への支援を行い、彼らの生活状況の改善と社会参加の促進を目指す事業。
- (5) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

## 第3章 社員総会

(開催)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

2 社員総会はインターネットを利用して開催することができる。

(招集)

第11条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(招集手続きの省略)

第12条 社員総会は、社員の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(権限)

第14条 社員総会は、以下の事項について決議する。

(1)社員の除名

(2)理事の選任または解任

(3)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(4)定款の変更

(5)解散及び残余財産の処分

(6)合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止

(7)前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(議決権)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(1)事業報告及びその附属明細書

(2)貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

(余剰金の配布の禁止)

第26条 当法人は、余剰金の分配を行うことができない。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第27条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第28条 当法人は、次の事由によって解散する。

(1) 社員総会の特別議決

(2) 社員が欠けたこと

(3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）

(4) 破産手続き開始の決定

(5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第29条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益財団法人又は特定非営利活動法人に贈与する。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第31条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

|       |    |    |
|-------|----|----|
| 設立時理事 | 稲井 | 萌実 |
| 設立時理事 | 小林 | 詩乃 |
| 設立時理事 | 工藤 | 絢花 |

|         |    |    |
|---------|----|----|
| 設立時代表理事 | 工藤 | 絢花 |
|---------|----|----|